○香南香美老人ホーム組合公告式条例

昭和４２年８月１日

条例第２号

改正　昭和62年3月30日　 条例第2号

平成7年12月26日　 条例第2号

平成18年2月22日　 条例第1号

平成29年5月18日　 条例第11号

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１６条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第２条　条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に組合長が署名しなければならない。

２　条例の公布は、香南市野市町母代寺１８８番地三宝荘掲示場に掲示して行うものとする。

（規則の公布）

第３条　前条の規定は、規則の公布に準用する。

（規程の公表）

第４条　規則を除くほか、組合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して、組合長印を押さなければならない。

２　第２条第２項の規定は、前項の規定に準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第５条　第２条の規定は、議会の会議規則、その他組合の機関の定める規則で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第１項中「組合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

２　前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第１項中「組合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「組合長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（規則又は規程の施行期日）

第６条　規則又は組合の機関の定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

（告示、公告及び公示）

第７条　第２条第２項の規定は、特別の定めがあるものを除くほか、組合長及びその他組合の機関の行う告示、公告及び公示に準用する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６２年３月３０日条例第２号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成７年１２月２６日例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年２月２２日条例第１号）

この条例は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成２９年５月１８日条例第１１号）

この条例は、平成２９年６月１日から施行する。